

# かながわソーラープロジェクト研究会第2次報告書の概要

平成23年11月16日 太陽光発電推進課

## I 第2次報告書の趣旨

- 本研究会は、県が推進する「かながわソーラープロジェクト」の具体的な施策等を専門的な観点から調査・研究するために2011年5月に設置され、6月21日には「かながわソーラーバンク構想」に関する第3回までの検討結果を取りまとめ、「第1次報告書」として提出した。
- 「第2次報告書」は、その後の第4回から第8回までの検討結果を取りまとめたものである。

## II 第1次報告書以後の太陽光発電を巡る動向と神奈川県を取組状況

- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が8月26日に成立し、2012年7月1日から全面施行されることとなった。この法律に基づく新たな買取制度により、再生可能エネルギーの普及拡大が加速化すると期待されているが、住宅等の太陽光発電については、現行の「余剰買取」を継続するとされている。
- 県は、9月に新たなエネルギー政策として、「原子力発電に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という3つの原則のもと、再生可能エネルギー等の導入を進め、電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークカットを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」の3つの取組を総合的に進め、2020年度に県内の電力消費量に対する「創エネ」と「省エネ」の割合を、「蓄エネ」と組み合わせることにより、20%以上の水準まで高めることを目標とする「かながわスマートエネルギー構想」を発表した。

## III 住宅への設置促進について

### 1 かながわソーラーバンクシステムの実施に係る提言

- 新たな買取制度において、現行の「余剰買取」が継続されることが明らかになったため、当面は現行制度を前提とした「シナリオI」による普及拡大を図ることとなる。
- 「シナリオI」については、事業者ヒアリング等を通じて、価格の低減を図ることについての具体的な見通しを得ることができ、「ソーラーバンクシステム」によって、県民の自己負担を軽減する可能性が明らかになった。
- 本研究会としては県に対して、これまでの検討成果を踏まえつつ、年内を目途として速やかに「ソーラーバンクシステム」の具体化、実施を図るよう提言する。
- 「ソーラーバンクシステム」の実施に当たっては、以下のような点についても留意すべきである。
  - ・ 適宜、システムのあり方を見直す必要がある。
  - ・ 「相談・支援機能」については、より県民が利用しやすいよう、開かれた窓口とすべきである。
  - ・ 施工状況の評価など、適切なフォローアップを行うべきである。
  - ・ 電力システムの安定化に向けて、蓄電池についても、県として普及策を検討する必要がある。
  - ・ 関連する規制緩和や税制度面の対応などを多角的に検討し、国への制度改正の働きかけや「総合特区制度」の活用などを通じて、可能な限り実現を目指していくべきである。

## 2 共同住宅等への設置促進策に係る提言

- 当面は、共同住宅を対象とした新たな補助金制度によって、賃貸物件を主な対象として普及促進を図りつつ、県内の設置ニーズや課題の把握に努め、分譲住宅を含めた更なる普及策のあり方について検討を深めていくことが適当である。
- 10kW未満の小規模なものは、「ソーラーバンクシステム」の活用も検討するべきである。
- 地球温暖化対策推進条例に基づく「建築物温暖化対策計画書制度」において、建築物の環境性能表示に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を明記するとともに、対象とする建築物の範囲を拡大することも検討するべきである。

## IV メガソーラーを含む大規模な太陽光発電及び公共施設等への設置促進について

### 1 メガソーラー等の設置促進策に係る提言

- 大規模太陽光発電施設の設置場所に係る基礎調査を行い、メガソーラー等の設置に適した用地の情報を取りまとめて提供するとともに、発電事業を営もうとする事業者とマッチングするための仕組みづくりを行うことが効果的である。
- 導入ポテンシャルの高い公共系建築物や工場・事業所等の施設等を活用して、数10kW～数100kW程度の設置を促進していくことも有効である。

### 2 公共施設等への設置促進策に係る提言

- 今後、県自らが県有施設へ設置する場合は、目的と優先順位を明確にするとともに、新築や改築等の時期に合わせて設置するなど、できる限りコストの低減を図る必要がある。
- 民間事業者等が、県民や企業等から広く出資等を募り、「市民ファンド」を適用し、県有施設の貸与等を受けて太陽光発電設備を設置する手法を検討する必要がある。その際には、学校などの同種類のものが多数ある施設をとりまとめて、共通的に課題を整理して行くことが効率的である。
- 県が主体となり、一定の地域ごとに国や市町村の施設と一体的に整備することも検討する必要がある。

### 3 「市民ファンド」による太陽光発電の設置促進策に係る提言

- 県が果たすべき役割などを整理し、具体的なスキーム（案）を年度内に提示することにより、早期の事業化を図ることが効果的である。
- 「屋根貸し」による太陽光発電の設置事業は、県有施設の活用など、県でしかできない役割を中心に検討するべきである。
- 民間施設等については、今後、県と連携したビジネスモデルの普及に取り組みながら、設置可能施設を発掘していく必要がある。
- 設置された公共施設等のソーラーパネルを概念的に分割し、環境への貢献を希望する県民に「マイパネル」として提供し、得られた資金を活用して更なる太陽光発電の普及に役立てる「マイパネル構想」についても、具体的な仕組みの検討を深めていく必要がある。